

2019年度

岐阜市家庭用次世代自動車充給電設備(V2H)普及促進補助金

本市における次世代自動車の普及の促進を図り、地球温暖化対策を推進するため、市内の住宅に次世代自動車充給電設備(V2H[※])を新たに設置する方に対して、その設置費の一部を補助します。

※V2H(Vehicle to Home):次世代自動車のうち電気自動車(EV)又はプラグインハイブリッド自動車(PHV)と住宅との間で相互に電力を供給することができる設備

★対象となる方 (個人・個人事業主・法人、等^{※1})

※1 建物の区分所有等に関する法律第25条第1項に規定する管理者を含む。

1. 岐阜市内の住宅にV2Hを設置する方。

または、V2Hを備えた岐阜市内の建売住宅を購入する方。

2. 消費電力量等に関するアンケートなどへ協力できる方。

3. V2Hは、未使用品で、電気自動車等から分電盤を通じて住宅に電力を供給する機能を有するものであること。

上記条件を満たす個人または法人が対象です。

補助金の交付は1つの建物につき1回限り。ただし、二世帯住宅(住民票を分けている場合に限る)や共同住宅の場合には、それぞれの世帯に対して補助金を交付します。

★補助金額

●購入及び設置に係る補助対象経費の1/3(上限10万円) ※千円未満切捨て

ただし、補助対象経費から他の補助金額を差し引いた額を超えない額。

★申請方法

手続きのおおまかな流れ

見積または契約

補助金交付申請

補助金交付決定通知

工事着手

工事完了

実績報告

補助金交付額確定通知

補助金の受取

※詳しいフロー図は岐阜市ホームページに掲載しています。

工事着工予定日の1ヶ月前までに、補助金交付申請書を下記の必要書類とともに低炭素・資源循環課(岐阜市役所 南庁舎4階/裏面に記載)へご提出ください。

提出期限は2019年12月27日(金)です。

必要書類

- 見積書又は契約書の写し
- 事業計画書(様式第2号)
- V2Hの形状及び仕様が確認できる書類(カタログ、パンフレット等の写し)
- V2Hを設置する建物の場所を示した書類(図面、地図等)
- リース契約等によりV2Hを設置する建物を使用する者にとっては、申請同意書(様式第3号)
- 建物の区分所有等に関する法律第25条第1項に規定する管理者にあっては、次に掲げる書類
 - ア 建物に係る管理規約
 - イ 建物の管理者であることが確認できる書類
 - ウ 補助事業の実施を決定したときの集会の議事録の写し
- 専用住宅又は併用住宅において世帯分離をしている世帯にあっては、世帯全員の住民票(3か月以内に発行されたものに限る。)
- その他の書類

V2H(Vehicle to Home)補助Q&A

Q. 1 次世代自動車とは何ですか？

A. 1 国では運輸部門からの二酸化炭素削減のため、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）等を「次世代自動車」と定め、2020年までに新車乗用車の2台に1台の割合で導入する目標を掲げています。「次世代自動車」の中でも、「EV及びPHV（以下、EV等）」は非常用電源としての機能を有し、本市における充電設備の整備も進捗しつつあり、とりわけ普及促進の優先度が高い自動車です。

Q. 2 V2Hの導入により期待されるメリットは何ですか？

A. 2 V2Hは、「EV等」へ充電するとともに、「EV等」を家庭用の電力供給源として利用可能な充電設備であり、導入により下記の様々なメリットが期待されます。

①エネルギーの地産地消と住宅の省エネ化

太陽光発電と「V2H」の連携による余剰電力の地産地消及び住宅の省エネ化が図られます。

②災害時におけるエネルギーの自立性向上

災害時において、電力供給源として「EV等」を活用することが可能となります。

③経済性の向上

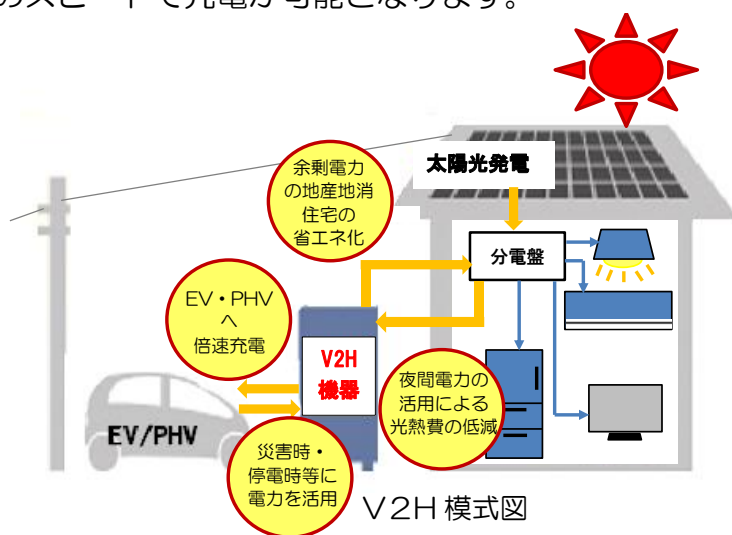
安価な夜間電力を「EV等」に蓄電し、住宅へ使用することにより光熱費の削減が図られます。

④利便性の向上

普通充電器に比べて最大2倍のスピードで充電が可能となります。



V2Hの使用状況



V2H 模式図

★ 問合せ・補助金申請書類の提出

岐阜市役所 環境部 低炭素・資源循環課

〒500-8720 岐阜市神田町 1-11 (岐阜市役所 南庁舎 4階)

TEL : 058-214-2149 (低炭素・資源循環課直通)

FAX : 058-264-7119